

## 復興交付金事業計画

計画名称 久慈市復興交付金事業計画
計画策定主体 岩手県・久慈市
計画期間 平成 23 年度～27 年度
計画区域 久慈市全域 ※計画区域、区域の現況及び事業を実施する場所がわかる図面を添付してください。
計画区域における震災による被害の状況 <p>岩手県久慈市は、東日本大震災により震度 5 弱を記録し、その後最大 8.6m、遡上高にして 27m 程度の津波が来襲し、約 3.67 平方 km が浸水した。</p> <p>その結果、沿岸域の夏井町大崎地区・半崎地区、久慈湊地区、長内町諏訪下地区・元木沢地区・玉の脇地区、宇部町久喜地区を中心に、住宅や工場等が甚大な被害を受けたところである。</p> <p>人的被害については、死者 4 人、行方不明者 2 人、負傷者は 10 人を数え、建物被害については、住家・非住家あわせ、全壊 354 棟、大規模半壊 89 棟、半壊 408 棟、一部破損 379 棟、計 1,230 棟（平成 23 年 11 月 25 日現在）となったところである。これは、ほとんどが津波被害によるものであるが、地震被害によるものも含まれている。</p> <p>さらに、当市の産業の柱の 1 つである水産業については、漁港施設・魚市場・水産加工施設等の損壊に加え漁船・漁具が流出したほか、国家石油備蓄基地、造船会社、製材所、観光施設、上下水道施設、市道、学校・社会体育施設等に大きな被害を受けたところであり、その被害総額は 310 億円以上（平成 23 年 11 月 25 日現在）となっている。</p> <p>震災直後から避難所を開設し、最大で 38 箇所、2,916 人の市民が 3 月下旬までの避難生活を余儀なくされた。</p> <p>また、市内全域で数日に及ぶ停電が発生し、市民生活に多大な影響を及ぼすとともに、畜産・養鶏業のほか医療面等においても生乳、生ワクチンの廃棄等、被害が発生したところである。</p> <p>震災前から雇用環境の厳しい久慈市において、震災による失業者の増加・有効求人倍率の低下の問題は大きく、雇用環境改善・生活再建のため、津波被害のあった水産施設、企業・事業所等の復興や再生可能エネルギー等への取組による新たな雇用の場の創出に取り組むとともに、津波被害のない内陸部においても農林業の振興や交流人口の増等に取り組む、市内全域で復興事業の展開を図っていく必要がある。</p>

震災の被害からの復興に関する目標

東日本大震災からの速やかな復興を遂げることはもとより、単に被災前の久慈市の状況を取り戻すだけでなく、災害に強いまちに築き上げるなど、これまで以上の久慈市を築き上げるためには、従来の観念にとらわれない自由な発想と新しい視点が必要となってくることから、「久慈市復興計画」（平成23年7月22日策定）に「新たな視点による 新たなまちづくり」という目標を掲げており、この目標を達成するため、次の5つのプロジェクトを設定し、復興に向け取り組んでいくこととしている。

(1) プロジェクトⅠ「生活を再建する」

被災した市民の暮らしを再建するため、雇用の維持・確保に努めるとともに、企業等の再建も支援することによって、市民が安心して生活できるまちを目指す。

(2) プロジェクトⅡ「水産業を復興する」

甚大な被害を受けた水産業を立て直し、併せて農林業への更なる取組も進めることにより、他地域にも貢献し得る食料供給基地としての役割を担えるまちを目指す。

(3) プロジェクトⅢ「交流人口を拡大する」

食の安全・安心に取り組み、生産者と消費者との交流を進めることによって、本市の持つ海・山・里の良さを他地域に積極的に発信し、本市がその交流拠点のモデル地域としての役割を担えるまちを目指す。

(4) プロジェクトⅣ「災害に強いまちづくりを進める」

災害に強いまちづくりを進めるため、防災体制の強化と防災施設の整備を図り、防災拠点都市として機能を備えることによって、本市が他地域のモデル地区としての役割を担えるまちを目指す。

(5) プロジェクトⅤ「再生可能エネルギー等に取り組む」

これまでのエネルギー政策の中心を占めてきた化石燃料と原子力発電の双方に依存し過ぎないために、再生可能なエネルギーである自然エネルギー、リサイクルエネルギー等の研究、取組を積極的に進め、他地域にも貢献し得る再生可能エネルギー等の活用・供給拠点としての役割を担えるまちを目指す。

対象事業の詳細 様式1-2、1-3、1-4、1-5

基金設置の有無・基金設置の時期

(基金設置主体：久慈市 ) / 無 ( )  
(基金設置の時期：平成24年3月 )

※該当を  で囲んで下さい

復興ビジョン、復興計画、復興プラン等 別紙※

※特定市町村又は特定都道府県が独自に、域内の復興に関する構想、そのために必要となる施策等を取りまとめた文書を作成している場合には、その文書を添付してください。